

第三管区海上保安本部 公示 第14号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年6月7日

第三管区海上保安本部長
宮本 伸二（公印省略）

茨城県神栖市須田浜地先（波崎海洋研究施設周辺海域）の水路測量

- 1 測量計画者 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
- 2 測量実施者 株式会社GIS関東
埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-74-6
- 3 測量期間 令和6年6月17日から令和7年2月21日
- 4 測量区域 別添測量区域図のとおり
- 5 実施方法 測位：GNSS、測深：音響測深機
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は水路業務法第17条に基づく水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。
ロ 三管区水路通報により周知する。

測量区域図

